

京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

平成15年3月17日制定
平成18年8月1日改正
平成20年4月1日改正
平成27年4月2日改正
令和4年2月3日改正
令和4年12月22日改正

(趣旨)

第1条 知事は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、事業者が補助金を交付する事業（以下「企業立地支援事業」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。）第2条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設、再処理施設（特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「特会法施行令」という。）第51条第1項第2号に規定する再処理施設をいい、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）、加工施設（特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する加工施設をいう。）、実用ウラン濃縮施設、貯蔵施設（特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する貯蔵施設をいう。）、廃棄施設（特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する廃棄施設をいう。）又は最終処分施設（特会法施行令第51条第1項第20号トに規定する最終処分施設をいう。）（以下「対象施設」という。）の設置がその区域内において行われている市町村（当該対象施設の設置が行われている地点が整備法第3条第1項第2号に該当するものに限る。）、当該市町村に隣接する市町村（整備法第4条第7項の規定による同意を得た同条第1項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第10条第3項による同意を得た同条第1項に規定する利便性向上等事業計画が同条第4項において準用する整備法第4条第1項後段の規定によって作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。）又は当該対象施設の設置がその区域内において予定されている市町村のうち、次の各号に掲げる要件を満たしているもの（以下「特定市町村」という。）の区域内における企業立地（企業立地の内容が立地地点をその区域とする市町村の総合計画等の基本方向と調和するものに限る。）を支援するため、事業者が行う企業立地支援事業（企業の申請に基づいて行うものに限る。）を実施するために必要な経費であつて、別に定めるものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規

定する政令で指定する市以外の市町村であること。

(2) 当該市町村が、整備法第3条第1項第2号に規定する大都市及びその周辺の地域のうち発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和49年政令第293号。以下「整備法施行令」という。)第4条に定める地域をその区域に含まない市町村であること。

(3) 当該市町村が整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が8未満の市町村であること。

2 市町村合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。)により、特定市町村に従前該当していた市町村(以下「旧特定市町村」という。)の区域に変更が生じた場合であって、当該市町村合併の日以前に当該対象区域内の対象施設の着工が確実となった場合にあっては、当該対象施設に係る補助金については、旧特定市町村を特定市町村とみなして前項の規定を適用する。

3 補助率は、定額とする。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定による交付申請書は、別記第1号様式とし、補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 前項の規定による事業に係る補助金の交付決定の内容には、次に掲げる区分ごとの経費の配分を含むものとする。

(1) 事業費

(2) 一般事務費

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとする

るときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に別記第2号様式による取下届出書を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第6条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第4号様式による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第8条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、別記第5号様式による実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第6条第4項の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金交付事業の完了の日に属する年度の末日のいずれか早い日までに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、規則第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、別記第7号様式による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、第6条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第4条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者又は間接補助事業者（補助事業者が府から交付を受けた補助金をその財源として、補助事業者の補助事業により補助金の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、別紙に違反した場合。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（補助事業の経理等）

第12条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（取得財産等の管理等）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記第8号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、別記第9号様式による取得財産等明細表を第9条に定める実績報告書に添付して知事に提出するものとする。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

（取得財産等の処分の制限等）

第14条 取得財産等のうち、規則第19条の規定により、基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第19条の規定により知事が定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、知事が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、別記第10号様式による取得財産等処分承認申請書を知事に提出して、承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は前項の承認をする場合において準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第11号様式による報告書を速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者、その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は、補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(間接補助金の支払)

第17条 補助事業者は、第2条に規定する補助金の支払いを受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者は、別紙について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(学識経験を有する者等の意見)

第19条 知事は、補助金の事務の執行に関し、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の適当と思われる者からの意見を求めることができる。

(実施要領の制定)

第20条 第2条第1項に規定する企業立地支援事業の実施については、この要綱に基づくほか、別に定める実施要領による。

附 則

この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式 (第3条関係)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付申請書

京都府原子力発電施設等周辺企業立地支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要する経費

(1) 企業立地支援事業費

円

市町村	主たる業種	企業名・事業所名	雇用創出効果(人)	新規・増加契約Kw	投資額(千円)	電力給付金額(千円)	特例給付金額(千円)	給付金額(千円)	実施要領第7条(2)のアイウの別
合計									

(2) 一般事務費

円

3 補助事業に要する経費の算出基礎

4 補助金を受けようとする額

円

5 補助事業の着手及び完了予定日

着手日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

- 注 1 用紙は、日本産業規格A列4を使用してください。
2 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。
補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額
3 別添の役員名簿及び市町村ごとの実施要領第6条bの金額を確認できる資料を添付してください。

第2号様式 (第5条関係)

京都府知事 様

番 年 月 日 号

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付申請
取下届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知がありました上記補助金の交付
の申請を下記の理由により取り下げたいので、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地
支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

交付申請の取下げの理由

注 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。

第3号様式 (第6条関係)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知がありました上記補助事業
の変更について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第6条
の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費

(1) 企業立地支援事業費 円

市町 村	主た る業 種	企業 名 ・事 業所 名	雇用創 出効果 (人)	新規・ 増加 契約 Kw	投資 額(千 円)	電力 給付 金額 (千円)	特例 給付 金額 (千円)	給付 金額 (千円)	実施要 領第7 条 (2) のアイ ウの別
合計									

(2) 一般事務費 円

- 5 同上の算出基礎

注 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。
2 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請
してください。

第4号様式 (第7条関係)

京都府知事 様

番 年 月 日 号

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業
遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知がありました上記補助金事業
の遅延状況について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要
綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延等の原因及び内容
- 2 遅延等に係る金額
- 3 遅延等に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。

第5号様式 (第8条関係)

京都府知事 様

番 年 月 日 号

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業実施
状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知がありました上記補助金事業
の実施状況について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要
綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施状況の概要
- 2 補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

注 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

第6号様式 (第9条関係)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知がありました上記補助金事業の実績について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業の実施状況

(1) 企業立地支援事業費 円

市町村	主たる業種	企業名・事業所名	雇用創出効果(人)	新規・増加契約kw	投資額(千円)	実績額(千円)			実施要領第7条(2)のアイウの別
						電力給付金額(千円)	特例給付金額(千円)	給付金額(千円)	
合計									

(2) 一般事務費(各区分ごとの内訳を記載してください。) 円

	交付決定額	実績額
合計		
区分		

3. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

4. 補助金受領額及び受領年月日

(1) 受領額

(2) 内訳

①第 回概算払額

②第 回概算払額

(3) 受領年月日 年 月 日

5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日

6. 間接補助事業者に対する間接補助金確定額及び確定年月日

7. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日

8. 補助事業の収支決算
別紙収支明細表のとおり。

- 注 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。
 2 当該年度に財産を取得しているときは、本交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、別記第 9 号様式による取得財産等明細表を添付してください。
 3 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。
 補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

収支明細表

補助対象経費の区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額
合計						

(単位：円)

決算額						備考
収入	支出				差引	
補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額	補助金返納額	

第7号様式 (第10条関係)

京都府知事

様

番
年 月 日

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業
精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知(交付の決定の通知)がありました
上記補助金について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付
要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり補助金の支払を請求します。

記

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 円 |
| 3 | 既概算払額 | 円 |
| 4 | 今回支払請求額 | 円 |
| 5 | 請求金額の算出内訳 | 円 |
| 6 | 概算払を必要とする額及び理由
(理由) | 円 |
| 7 | 振込先金融機関名、本支店名、預金の種別、口座番号及び預金名義 | |

- 注 1 用紙は、日本産業規格A列4を使用してください。
- 2 「補助金の確定額」の欄及び「請求金額の算出内訳」の欄には、精算払を請求
する場合のみ記載してください。
- 3 「既概算払額」の欄及び「概算払を必要とする額及び理由」の欄には、概算払
を請求する場合のみ記載してください。

第8号様式 (第13条関係)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- 注 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとしてください。
- 3 財産名の区分は、「事務用備品」「事業用備品」「書籍・資料・図書類」「無体財産権（産業財産権等）」「その他の物件（不動産及びその従物）」とします。
- 4 数量は、同一規格内であれば一括で記載していただいても結構です。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載してください。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載してください。

第9号様式 (第13条関係)

取得財産等明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- 注 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとしてください。
- 3 財産名の区分は、「事務用備品」「事業用備品」「書籍・資料・図書類」「無体財産権（産業財産権等）」「その他の物件（不動産及びその従物）」とします。
- 4 数量は、同一規格内であれば一括で記載していただいても結構です。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載してください。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載してください。

第10号様式 (第14条関係)

番 年 月 日

京都府知事 様

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業
取得財産等処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知がありました上記補助事業に
関する取得財産等の処分について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費
補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

2 相手方の住所、氏名、使用の目的及び条件

- 注 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。
2 「処分の方法」の欄には、使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別
を記載してください。

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

京都府知事

様

番 年 月 日

所在地
名称及び代表者の氏名 印

年度京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金事業
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知がありました上記補助金について、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金確定額	円
2	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	円

- 注 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 を使用してください。
2 別紙として積算の内訳を添付してください。